

(法務委員会)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を四十五人増加し千八百二十七人に改める。
- 二、この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。